

令和2年

南部町議会第2回定例会会議録

令和2年6月 9日 開会

令和2年6月12日 閉会

山梨県南部町議会

令 和 2 年

南部町議会第2回定例会会議録

6 月 9 日

令和2年南部町議会第2回定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

令和2年6月9日
午前9時30分開議
於 議場

1. 議長あいさつ

2. 開会・開議

3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

日程第4 提出議題の報告

日程第5 議案の上程・説明

報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

議案第31号 南部町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 物品購入契約の締結について

議案第35号 町道路線の認定について

議案第36号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第2号）

議案第37号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 令和2年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第39号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第40号 令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第41号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

日程第6 提出議案の質疑・討論・採決（先議3件）

報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

議案第34号 物品購入契約の締結について

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

日程第7 一般質問

4. 出席議員は次のとおりである。 (12名)

1番	木 内 秀 樹	2番	遠 藤 高 芳
3番	高 橋 茂 広	4番	若 林 良 一
5番	望 月 光 彦	6番	小 泉 昇 一
7番	若 林 一 明	8番	市 川 強
9番	望 月 藤 一	10番	堀 之 内 可 和
11番	遠 藤 光 宣	12番	仲 亀 佳 定

5. 欠席議員 (0名)

6. 会議録署名議員

11番	遠 藤 光 宣	1番	木 内 秀 樹
-----	---------	----	---------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名 (23名)

町 長	佐 野 和 広	教 育 長	芦 澤 和 彦
代表監査委員	若 林 泰 文	秘 書 政 策 監	望 月 一 弥
会 計 管 理 者 (兼) 出 納 室 長	望 月 浩	総 務 課 長	滝 基 成
財 政 課 長	市 川 隆	企 画 課 長	望 月 一 希
税 务 課 長	佐 野 彰 紀	交 通 防 災 課 長	若 林 安 彦
子 育 て 支 援 課 長	佐 野 勝	福 祉 保 健 課 長 (兼) 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	佐 野 武 人
住 民 課 長	四 條 理 恵	産 業 振 興 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 村 忠
建 設 課 長	望 月 一 臣	水 道 環 境 課 長	遠 藤 成
デ イ サ ビ ス セ ン タ ー 所 長	渡 辺 基	ア ル フ ア セ ン タ ー 所 長	青 木 正 和
健 康 管 理 セ ン タ ー 所 長	仲 亀 哲 也	学 校 教 育 課 長 (兼) 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	渡 辺 雄 治
生 活 学 習 課 長 (兼) ア ル カ デ イ ア パ ツ セ ン タ ー 所 長	近 藤 利 也	福 祉 保 健 課 課 長 補 佐	望 月 文 広
出 納 室 室 長 補 佐	渡 辺 幸 博		

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名 (1名)

議 会 事 務 局 長 遠 藤 一 明

開会 午前 9時30分

○議長（仲亀佳定君）

皆さん、おはようございます。

令和2年第2回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が拡大した影響を受け、今年8月に甲子園球場で予定しておりました夏の全国高等学校野球選手権大会も中止となりました。101回を数える長い歴史の中で、大会が中止となったことは、これまで2回ありましたが、戦後としては初めてであります。

このほかの各種スポーツ大会や、吹奏楽のコンクールなど、すべての公式大会が中止となり、生徒たちの心に及ぼす影響は、計り知れないものがあります。

一方、経済に目を向けてみると、アメリカでは4月から6月期の国内総生産GDPが年率換算で前期比40%減に落ち込むとの予測を公表しており、日本においても同じく21.8%減少との予測が公表されました。

この減少幅はリーマンショック後の平成21年1月から3月期の17.8%減を超えており、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、個人消費や設備投資などが落ち込んだこと、緊急事態宣言の延長も低迷に拍車をかけているとも考えられます。

しかし、多くのエコノミストが日本経済について、年度後半から徐々に回復に向かうとのシナリオを描いておりますが、緊急事態宣言が解除されても感染を恐れた自衛行動が残るなどとして、急速な回復は見込めないとの指摘もあります。

私たちの生活に大きな影響を与えた新型コロナウイルス、先月25日には、緊急事態宣言が解除となりましたが、1日も早い終息を強く願うものであります。

さて、本定例会も地球温暖化防止と節電に取り組むため、本議会等での上着・ネクタイの着用は自由といたしますので、ご了承ください。

議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところ、第2回定例会へご参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、今期定例会も円滑なる議会運営に格段のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

ただいまから、令和2年南部町議会第2回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和2年南部町議会第2回定例会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（仲亀佳定君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番 遠藤光宣君議員、および1番 木内秀樹議員の両名を指名いたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間とすることに決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたので、ご承知願います。

町長から、お手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本定例会に付する請願、陳情等はありません。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、令和元年度会計の令和2年2月、3月、4月分、令和2年度会計の令和2年4月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたので、ご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（仲亀佳定君）

日程第4 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

○議長（仲亀佳定君）

日程第5 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（令和元年度南部町一般会計予算）

議案第31号 南部町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 物品購入契約の締結について

議案第35号 町道路線の認定について

議案第36号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第2号）

議案第37号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 令和2年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第39号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第40号 令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第41号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

以上、13件について、会議規則第37条の規定により、一括して議題といたします。

町長から行政報告と併せて、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

令和2年第2回定例会開催にあたり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言ございさつさせていただきます。

本日、南部町議会第2回定例会を開催いたしましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り、議会が開催されますことに心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の発生が国内で報告されて以来、町民の皆さまには不要不急の外出自粛をはじめ、小中学校の臨時休業や、公共施設の休館、また、たけのこまつりをはじめ、各種イベントの中止を要請するなど、感染拡大防止に向けて取り組んでまいりました。

私といたしましては、町民の皆さまの生命を守ることが使命でありますので、これまで予防対策などの情報を町民の皆さまに発信してまいりましたが、これらも刻々と変化する情勢に合わせ、最新情報の提供に努めてまいります。

このような状況下、政府は、新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、賃料の負担軽減や、雇用調整助成金の拡充などを盛り込んだ2020年度の第2次補正予算案を8日提出いたしました。今回の、2次補正予算の規模は、過去最大となる約31.9兆円で、今年度の歳出合計は約160兆円となります。

町では、国の第1次補正予算における新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費で、簡素で迅速かつ的確に家計への支援を行う特別定額給付金として1人10万円の給付、子育て世帯臨時特別給付金として児童手当受給者に対し、対象児童1人1万円の給付、また、町単独事業として1人1万円分の商品券をお届けさせていただいたところであります。

目に見えないこのウイルスとの戦いは、治療薬などの開発も進められておりますが、いまだ五里霧中の状況で、長丁場になるといわれております。

すでに北九州市では、感染が再拡大して、第2波到来ではないかとの懸念がされております。これからも日常生活と感染拡大防止対策を両立していくかなければなりませんので、町民の皆さまには新しい生活様式を取り入れていただき、ご自身、ご家族、友人の命を守る行動をとっていただくとともに、気を緩めることなく3密がある場所への外出は、引き続きお控えいただきたいと思います。

町としましても、皆さまの健康で安心、安全な生活を守るため、全力で取り組んでまいります。

それでは、3月定例会以降の行政報告をさせていただきます。3月11日、南部中学校を56名の生徒が卒立ちました。新型コロナウイルス感染症対策のため、規模を縮小し、在校生不在の中執り行われ、いつもの卒業式とは異なり、寂しさを感じましたが、皆さんのが成長に心よりエールを送りました。

3月18日、万沢小学校最後の卒業式に出席してまいりましたが、やはり新型コロナウイルス感染症対策のため、時間短縮と規模縮小により、在校生不在の中執り行われ、万沢小学校として最後の卒業生となった5名の児童が、希望に満ちて大きく飛躍されることを願いました。

3月20日、富河小学校、万沢小学校、両校の閉校式に出席してまいりました。やはり、感染症対策のため、規模縮小と出席者が制限された中での式典となりましたが、140有余年の歴史の幕が静かに下ろされました。両校の伝統と、崇高な精神は多くの方々の心に脈々と生き

続けるものと思います。

3月30日、広域でのごみ処理の行政手続きが本格的にスタートすることとなり、山梨西部広域環境組合の初議会が招集され、望月光彦議員ともども出席してまいりました。

4月1日、仲亀議長にも出席をいただき、新規採用職員6人のほか、職員に定期異動の発令を行うとともに、公務員としての自覚と責任のあり方、新年度の事業推進などについて、訓示を行いました。

また、峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会で進めておりました、新たなごみ処理施設を建設することが決まり、構成自治体の議会で規約を協議・議決いただきました。2月1日には正式に組合が設立いたしましたので、中央市藤巻で山梨西部広域環境組合事務所開所式を行いましたが、建設完了までには10年の歳月が必要となります。

同日、南部町消防団の任命式を行い、杉山光彦団長の下、一致団結して本町の防火・防災・防犯についてのご協力をお願ひいたしました。

また、3月から医療センターの市川医師を中心とした、町の新型コロナウイルス感染症対策として、職員によるコロナ対策会議を週1回開催しておりましたが、3月30日、富士宮市において、感染者が発生したことを受け、コロナ対策会議から対策本部会議に切り替え、私が本部長として対応を指示することといたしました。

また、FM告知放送を通じて、町民の皆さんには慌てることなく、落ち着いた行動をとるようお願いいたしました。

4月3日、2保育所へ新たに20名の園児が入園いたしました。本町で暮らす子どもたちが、明るく健やかに育つ子育て環境の整備に、これからも努めてまいります。

4月6日、富沢小学校開校式、富沢小学校の入学式に出席してまいりました。昨年からの校舎の大規模改修など、開校準備も整い、新生富沢小学校へ新入生10名を迎えました。

私が町長就任以来、小中学校の統廃合は重要政策として進めてまいりましたが、人口が減少する中で、避けては通れない道だと承知しながらも、地域の皆さん的心情をおもんぱかるところの決断でありました。しかし、新入生や在校児童たちの笑顔で、私が進めた政策に間違いはなかったと安堵いたしました。

同日、第6回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、各課の情報を共有するよう指示をいたしました。

4月8日、初区長会を開催し、25地区の区長さんに委嘱状の交付を行いました。区長さんには、集落支援員や、防災会長として地域のために1年間ご尽力をいただくことになりますので、全管理職が出席し、行政への協力をお願ひいたしました。

4月10日、あじさいボランティアの会の渡邊公男会長をはじめ、役員の皆さんお見えになり、6月19日から6月28日に予定しておりました第20回あじさいまつりは、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、中止することに決定しました。例年90種、約3万株の鮮やかなあじさいが咲き、多くの皆さんにお越しいただいておりましたので、大変残念ではありますが、断腸の思いで決断いたしました。

4月20日、第8回新型コロナウイルス対策本部会議を開催しました。各課の飛沫感染防止策、また、各課の分散勤務体制の計画を立てるよう指示をいたしました。

4月23日、24日の両日、南部町人事評価制度に基づき、各課の課長と面談を行い、今年度事業の課題や取り組みについて説明を受け、適正な業務推進について指示をするとともに、

所属ごとのコロナウイルス対策の状況確認を行いました。

4月24日、長崎知事と堀内富久市長会会長、町村会長の私と、テレビ会議を行いました。会議では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置において、週末を中心に首都圏から多くの方が本県に流入している状況を鑑み、ゴールデンウィークを間近に控える中、感染拡大防止に向けたより強力な取り組みについて意見を交換し、観光やレジャー目的での本県への来訪はお断りすることを確認いたしました。

4月27日、火祭り実行委員会望月忠芳会長をはじめ、役員の皆さん、ならびに仲亀佳定議長、遠藤光宣副議長と、今年の火祭りの開催について協議いたしました。

昨年は台風接近による富士川の増水により、当日やむなく中止いたしました。今年は盛大にと思っておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、苦渋の選択ではありますが、中止を決定させていただきました。

4月30日、第9回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、新型コロナウイルス感染症対応の避難所開設マニュアルを検討するよう指示をしました。

5月1日、4月の臨時議会で同意をいただきました山本純司氏に教育委員の任命書を交付いたしました。

5月7日、匿名を希望される方から、不織布マスク2,000枚の寄付をいただきました。小中学校や公共施設で大切に使わせていただくことといたしました。

5月8日、第1回町村長会議が開催され、令和2年度の町村職員統一採用試験実施要項や、年間事業計画が協議され、提案どおり了承されました。

5月11日、第10回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、地方創生臨時交付金の実施計画を検討するよう、指示をしました。

5月14日、タイガーマスク改め、アイアンマンと名乗る方からサージカルマスク2,000枚の寄付をいただきました。南部町にゆかりのある皆さんから、匿名ではあるものの、大変奇特なお心づかいに感謝を申し上げました。

5月18日、中野企業誘致用地に立地される清和海運さまから、南部町ロジスティクスセンターの起工式にご招待いただき、議員の皆さんと出席してまいりました。長年にわたり取り組んできた企業誘致でありましたので、1日も早い竣工を心から祈念いたしました。

5月20日、山梨県議会山田一功議長と、地元選出の望月議員がお見えになりました。第129代県議会議長に就任されたことのご報告をいただき、コロナウイルス対策などについて意見を交換いたしました。

5月21日、本町に本社を構える健康食品メーカーアリメント工業株式会社の若尾修司社長がお見えになり、新型コロナウイルス感染症対策に役立ててほしいと、町へ500万円寄付をくださいました。さっそく、新型コロナウイルス感染症対策事業の財源として有効に使わせていただることといたしました。

アリメント工業には、前社長の若尾勝也さまの時代から、幾度となく高額なご寄付の申し出があり、本町へ常に心配りをしてくださいました。心から感謝申し上げます。

5月25日、第11回新型コロナウイルス対策本部会議を開き、地方創生臨時交付金実施計画について協議をいたしました。

5月26日、富士川流域における減災対策協議会において、梅雨、台風等による出水期を迎えるにあたり、甲府河川事務所長とホットラインによる伝達訓練を実施しました。出水時にお

ける防災対策に万全を期したいと思います。

5月28日、県土整備部の大儀健一部長がお見えになり、新たな年度に当たりご挨拶をいただきました。国土交通省から見えられた大儀部長とは、技官の時代から交流がありましたので、県土整備部のトップに立たれたことにお祝いを申し上げました。

6月3日、総務部渡邊理事、斎藤県民センター所長、古屋市町村課長の皆さまがお見えになり、人事異動で着任されたごあいさつをいただきました。

以上で、行政報告を終わります。

それでは、本定例会にご提案をさせていただきました議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例議会への提出議案は、報告1件、条例の改正案3件、物品契約1件、町道認定1件、補正予算案が6件、人事案件1件の合計13件であります。

議案集をご用意ください。

はじめに、議案集1ページ、報告第5号の繰越明許費繰越計算書につきましては、3月定例会において、繰越明許費の議決をいただいております一般会計7件について、記載のとおり繰越明許費の額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、議案集3ページ、議案第31号 南部町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、町立富河小学校ならびに町立万沢小学校が令和2年3月末日をもって閉校し、新たに町立富沢小学校を新設することとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集5ページ、議案第32号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が、令和2年5月29日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集7ページ、議案第33号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、消費税引き上げを踏まえた介護保険法施行令の一部改正により、低所得の高齢者の介護保険料の軽減強化を図ることとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集9ページ、議案第34号 物品購入契約の締結についてでありますが、本議案の物品購入契約の締結は、町営バス購入について、入札により契約相手の選定が整いましたことから、契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案集10ページ、議案第35号 町道路線の認定についてでありますが、県から県道高瀬福士線の一部を町道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を得る必要が生じたためであります。

続いて、議案第36号から議案第41号までの補正予算6件であります。

まず、議案第36号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第2号）でありますが、補助事業費の決定により予算化が必要な事業や、緊急性の高い事業に絞って補正予算案を編成したところであります。

内容につきましては、公共施設等総合管理事業に2,000万円、中山間地域総合整備事業2,500万円、小中学校情報機器整備事業1,621万円などの補正をお願いするものであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ8, 673万6, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億7, 815万9, 000円とするものであります。財源につきましては、国県補助金、繰越金、および町債等を充てます。

次に、

議案第37号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 令和2年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第39号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第40号 令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第41号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

につきましては、すべて人事異動に伴う人件費の補正予算を計上しました。

次に、議案集13ページ、諮問第1号の人権擁護委員の推薦についてであります。

現在本町には、人権擁護委員が5名おりますが、人権擁護委員を長きにわたり務められておりました佐野六夫氏が昨年12月にお亡くなりになりました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

つきましては、その後任として南部町内船7887番地、昭和28年11月30日生まれの四條勉氏を推薦いたしたいと思います。議会のご意見を伺って、法務大臣に推薦したいと思います。

なお、任期につきましては、本年10月1日から3年間であります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議いただき、議決を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（仲亀佳定君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

まず、報告第5号 繰越明許費繰越計算書および議案第34号物品購入契約の締結ならびに議案第36号から議案第41号の補正予算について、市川財政課長。

○財政課長（市川隆君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第31号について、近藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長・文化館長（兼）アルカディアスポーツセンター所長（近藤利也君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第32号について、四條住民課長。

○住民課長（四條理恵君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第33号について、佐野福祉保健課長。

○福祉保健課長（兼）地域包括支援センター所長（佐野武人君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第35号について、望月建設課長。

○建設課長（望月一臣君）
(補足の説明・省略)

○議長（仲亀佳定君）
以上で、担当課長の補足説明を終わります。

○議長（仲亀佳定君）

日程第6 ただいま議題となっております案件のうち、報告第5号 繰越明許費繰越計算書について、議案第34号 物品購入契約の締結についてならびに諮問第1号 人権擁護委員の推薦についての3件については、町長から本日、先議されたい旨の申し出がありました。

よって、本日、先議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号 繰越明許費繰越計算書および議案第34号 物品購入契約の締結、ならびに諮問第1号についての3件については、本日、先議することに決定いたしました。

議案集1ページをお開きください。

報告第5号 繰越明許費繰越計算書（令和元年度南部町一般会計予算）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありますか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号 繰越明許費繰越計算書（令和元年度南部町一般会計予算）についての報告を終了いたします。

次に、議案集9ページをお開きください。

議案第34号 物品購入契約の締結についてを議題とし、質疑・討論・採決を行います。

まず質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

8番、市川。

町営バス新車を購入するということですが、代わる旧車はどこの路線か。それと、新しいバスの外装、距離、年式はどうなっていますか。

○議長（仲亀佳定君）

交通防災課長。

○交通防災課長（若林安彦君）

ただいまの市川議員のご質問にお答えいたします。

路線につきましては、循環線の路線バス、内船駅から睦合小学校や本郷の船山温泉入口、南部の宿通りを回る路線となります。外装につきましては、今までどおりのオレンジ色のバスになります。

距離ですが、走行距離は73万7,000キロ、年間走行距離にいたしますと5万3,

600キロメートルという距離になっております。

年式につきましては、平成17年12月の登録となっております。

○議長（仲亀佳定君）

5番、望月議員

○5番議員（望月光彦君）

5番、望月です。

物品購入入札関係資料の中を見ますと、800万円で日野自動車が落札しているんですけど、当初の町の公表価格が1,000万円ということで200万円くらいの差額があるんです。同じバスを納入するにあたって2割も金額を落としているというのは、何かバスそのものが、この日野自動車はどこかを落としていることはないのか。要するに、単価が同じ1,000万円という金額であるならば、200万円も落ちるのかという疑問がありますが、このへんはどういう判断のもとで、この業者に落札したのか、そのへんを含めて答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（仲亀佳定君）

市川財政課長。

○財政課長（市川隆君）

5番、望月議員のご質問にお答えいたします。

確かに、今回の入札につきましては、落札率が低い結果となりましたので、詳細仕様を落札業者に確認いたしました。その結果、品質の確保につきましては問題がないという判断をいたしました。

それと、たまたまこの時期、バス業界の競争が非常に厳しくなっております。これは、ひとえに新型コロナウイルスの感染拡大という時代の背景がありまして、そういったところで競争が激化した結果と受け止めております。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

10番、堀之内議員。

○10番議員（堀之内可和君）

10番、堀之内。先ほどの説明の中で、入札の参加業者4社という話を聞いていますけど、この会社名を公表してください。

○議長（仲亀佳定君）

市川財政課長。

○財政課長（市川隆君）

10番、堀之内議員のご質問にお答えいたします。

6社指名中2社から辞退届がありまして、4社が応札しました。4社につきましては、山梨トヨタ自動車株式会社、山梨日野自動車株式会社、株式会社稻葉工業、株式会社ボディーショップ望月でございます。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第34号 物品購入契約の締結については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第34号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案集13ページ、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入ることに決定いたしました。

本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、諮問第1号については、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

日程第7 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の1つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む一問一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は、従前のとおり2回までです。よろしくお願ひいたします。

なお、残り時間は、前方の右壁に表示されますので十分ご留意ください。

時間が経過した場合は、議長が一般質問を打ち切りますので申し添えます。

最初に、8番、市川強議員の質問を許します。

市川強議員の質問は3問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

今回、3問あります。まず1問目。

新型コロナウイルスの対応について。

全世界で新型コロナウイルスの感染によりコロナ禍が最悪の被害を及ぼしております。

今朝の山梨日日新聞によりますと、8日の朝の時点で、全国1万7,884人、山梨県67人

の感染者となっています。

中国の武漢市で昨年12月以降より発生したコロナウイルスの感染により、第2波、第3波コロナウイルスは、これからまた来るとも専門家は言っております。

そこで、新型コロナウイルスに限らず、新しい感染症などが発見、感染、流行などの場合に、今後の対応を含め町民がパニックに陥らないためにも、今考えられる情報と対策をしっかりと町民に伝えることは大事と思われます。

以下のことを伺います。

1つ目、新型コロナウイルスを含め、新たな感染症が発見された場合の、国、県の指示はどうになっているのか、町の対応は。

2つ目、今後ワクチンの対応が間に合わず、重篤になった患者の対応は。

3つ目、災害備蓄用品にマスクと消毒液があると思うが、三層不織布のマスクと消毒液の在庫はそれぞれいくつあるのか、今後の方針は。

4つ目、感染情報を聞きパニックを起こさないためにも、情報をオープンにするということは大切に感じる。うわさの情報に惑わされないようにするために、何か対策を考えているのか。

5つ目、今回のコロナ禍により、被害、損失をしてしまった町内自営業の人も数多くおられます。その方々の救済はどのようになるのか。

6つ目、国による10万円の給付金と町独自の町内のみで使える1万円分の商品券の申請状況と給付状況、使用状況はどのくらい進んでいるのか。

以上6点を伺います。

○議長（仲亀佳定君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、市川議員の6つの質問にお答えいたします。

はじめに、新たな感染症が発生した場合の国、県の指示と町の対応についてですが、本年1月14日に国内感染者1例目が確認され、感染が拡大している状況に鑑み、国は、1月30日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。山梨県では3月6日に1例目が確認され、3月11日に対策本部を立ち上げ、国と県が一体となって感染状況に応じて、緊急対応策を講じてまいりました。

町でも住民の生命と安全を守るため、先手対応の方針の下、3月2日に新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、町対策準備室を設置し、国、県、他の市町村、関係事業者と相互に連絡を図り、感染症拡大防止対策を一体となって取り組みを行い、行事やイベントの開催の有無、手洗いと咳エチケットなど予防に関するこの周知、マスク・消毒液の備蓄品の確認と調達確保などすぐやらなければならないことを洗い出し、4月1日に対策本部に切り替えてさらに取り組みを強化いたしました。

感染症対応窓口を福祉保健課内に置き、県から発出される感染拡大防止策を着実に実行し、「外出自粛」、「密閉・密集・密接の3密の防止」の住民への周知を行うとともに人の集まるイベント・行事の中止を決定してまいりました。

緊急事態宣言が5月14日に実施区域から山梨県が解除されましたが、その後も新規感染者

が発生している状況であり、ワクチン・特効薬の開発まではかなりの時間が必要と予測され、引き続き感染予防対策をしっかりとしてまいります。

次に、ワクチンの対応が間に合わず、重篤になった患者の対応については、爆発的な感染が発生していない現在では、新型コロナウイルス感染症についての相談受診の目安も見直されています。感染症の疑いのある人は、保健所の帰国者・接触者相談センターへの相談から検査病院の紹介、検体回収、陽性が確認された場合には感染経路の追跡調査までを保健所の専門職員が行っております。

感染症対策専門家会議の見解によれば、感染が確認された症状のある人の約80%が軽症、14%が重症、6%が重篤となっています。重症化するかどうかの区別はつきにくく、症状が急速に悪化し、肺炎に至っています。

山梨県では、患者を受け入れ可能とする病床数は現時点で約80床、ピーク時には重症用に50床、中等症用に350床の計400床を確保できるよう指定感染症医療機関を中心に準備を進めています。医療崩壊や感染爆発を決して招かぬよう適切に感染制御された状況を維持することが重要とされ、感染症拡大の抑止に対して徹底していただくよう呼び掛けています。

次に、災害備蓄品の三層不織布マスクと消毒液の在庫と今後の方針についてですが、三層不織布マスクにつきましては、現在2万3,800枚の在庫があります。このほか今後、感染症が長期化することが予想されるため、災害協定を結んでいるNPO法人コメリ災害対策センターに2万4,000枚のマスクを発注しております。

備蓄分の使用方法につきましては、大雨や台風時に避難所を開設する折や、町主催の会議・イベント・リハビリ教室などです。また、町内で感染者が発生した場合の感染防止策として活用していく方針です。細かな活用方法につきましては、「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」に諮り決定してまいります。

消毒液につきましては、800ミリリットル容器入りが23本、詰め替え用の4.5リットルが1本、一斗缶に入ったものが240リットルあり合計262.9リットルの在庫となります。こちらにつきましては、本町の施設の窓口に消毒スペースを設け、閉鎖が不可能な公共施設の出入口、小中学校・調理場、町開催の会議・イベント等にて使用しています。また、台風等で避難所を開設した場合にも活用してまいります。

次に、感染者情報を公開し、うわさの情報に惑わされないようにするための対策を考えているのかとのご質問ですが、山梨県の感染症患者発生時の公表については、県内に不特定多数の濃厚接触者がいるとした場合に必要な情報を速やかに公表することとしています。公表を行う場合には事前に患者または保護者に対して公表目的・公表内容・公表方法を説明し、個人情報の保護や施設や地域等の風評被害に特に留意し、個人が不必要に特定されたり、差別、偏見の対象にならないよう十分配慮し、報道機関に対しては理解と協力を求めていますが、他県の公表内容と比較され、情報共有のあり方が問われています。

誰もが特効薬のない病気に感染したくない。未来予測のできない感染症への不安はあります。何の罪もない感染者が非難されれば感染しても隠す人がでてきます。バッシングや差別が日常になれば県は感染者の人権を守るため、公表したくても公表できなくなります。興味本位で感染者を特定しようとしている、誤った情報を拡散しない、感染者に対して差別や忌避感情を持たないなど住民には冷静に対応していただきたいと思います。

保健所からの感染者の行動履歴や濃厚接触者の有無など情報は町には一切入ってきません。

町は目に見えないウイルスを感染者情報で感染予防を講じるよりも、日ごろからの感染予防対策を住民に伝えることで感染拡大防止に務めてまいります。

次に、町内自営業の救済はどのようなものかの質問であります、新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言が発令されて不安が消費の落ち込みという形で深刻な状態になって現れています。

その中で、現在進めています「南部町ふるさと支援がんばろう商品券」事業につきましても救済の一部と考えております。

そのほかに、国の新型コロナウイルス感染症対策関係の融資制度もあり、一定の支援は国でも行っておりますが、さらに町では、国から感染症対策としての臨時交付金が交付されますので、自営業者の皆さまへの救済策を計画しているところです。こちらにつきましては、予算措置が可能になりましたら速やかに補正対応させていただきます。

次に、特別定額給付金の申請状況と給付状況の質問であります、この事業の基準日は令和2年4月27日、住民基本台帳に記載されている者で、給付対象者数は7, 548人、受給対象世帯数は3, 135世帯であります。

6月8日、昨日現在の申請数は2, 970世帯、申請率94.74%、給付率は2, 843世帯、90.69%です。給付者数は7, 026人で、93.08%となります。

次に、ふるさと支援がんばろう商品券については、同じく6月8日現在の申請数は2, 931世帯、申請率93.49%、給付率は、給付を決定し郵便局へ配送依頼をかけた総数で、申請数と同数となります。

使用状況については、支払いのため町が受理した商品券の枚数は97枚、現時点で0.13%となっております。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

保健所に体調の悪い人、コロナの疑いがある人が相談し、PCR検査をした場合、結果判定までにどのくらいの時間有しますか。

2番目に、不織布マスクは、今、4万7, 800枚とありましたが、足りないと思いますので、備蓄を期待しますがいかがでしょうか。

特別定額給付金と、がんばろう商品券、未申告の方があと130人ほどいると思うんですが、その人たちに注意喚起をしたらどうでしょうか。

以上、3点を伺います。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

市川議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、PCR検査をした場合、結果判定までに要する時間についてですが、岐南保健所

に問い合わせしたところ、行政検査として行われるPCR検査については、新型コロナウイルス感染症の疑いのある人や、濃厚接触者に当たる人は、帰国者・接触者相談センターへ相談した上で、帰国者・接触者外来を受診していただき、採取された検体を保健所職員が県の衛生環境研究所へ持ち込んでおります。

山梨県衛生環境研究所で、2月1日から6月1日までの類似症例の検査数は4,088件で、1日の最大件数は115件でした。

4月下旬から、5月上旬の検査件数が多いときでも、検査にかかる時間は5時間程度で結果が判明していたようです。

次に、備蓄マスクの充足率ということではありますけれども、災害時の水や、食糧の備蓄と違い、今回のコロナウイルスのような長期化が予想される感染症の場合、どの程度の備蓄が適正かということを想定することは、極めて困難であると考えます。

マスクは未開封であっても、3年から5年程度、一定の使用期限がありますので、やみくもな量を調達することも控えなくてはなりません。

現在の備蓄量を4万7,800枚といたしますと、住民1人当たりのおよそ6枚程度になります。今回、手づくりの布マスクをそれぞれのご家庭で準備することも経験しておりますので、私が担当課長に指示したのは、住民1人当たり10枚にあたる8万枚は必要であると話しておきました。

しかしながら、まだ価格は高騰しておりますので、安定した段階で速やかに調達を進めてまいります。

次に、特別定額給付金、がんばろう商品券の未申請者に対する対応についてですが、すでにFM告知端末放送による周知を行っているところですが、今後も告知端末放送、また今回の町の広報誌にも周知を行っております。未申請者には、勧奨通知等により、申請を促して、申請漏れがないよう対応していきたいと考えております。

○議長（仲亀佳定君）

再質問はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

南部町にも外国人がいると思いますが、その給付金と商品券、そちらの対応はどうなっているのか。もう1点、商品券を商店が受け取った場合、返金はいつになるのか。以上、2点、お願いします。

○議長（仲亀佳定君）

滝総務課長。

○総務課長（滝基成君）

外国人に対するご案内でございますけれども、町民の方すべてが対象になりますので、住所地に郵送し、現在、申請書は当然受理をしていまして、特別定額給付金につきましては、申請のありました口座に振り込みをさせていただいております。

商品券につきましては、同じくその住所地に書留で郵送させていただいてているところでございます。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

岡村産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（岡村忠君）

市川議員の質問に回答いたします。

返金については、月に2回、第2火曜日と第4火曜日に、銀行からの振り込みになります。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

2番目です。

新型コロナウイルス禍による学業についてです。新型コロナウイルスの影響により、各学校は休校になり、児童、生徒、学生は大きな学業の遅れになってしまいました。この遅れは大きな負担となるでしょう。そこで以下のことを伺います。

1. 小学校、中学校の授業などの遅れはどのくらいなのか。
2. 各部活動や大会などはどうなるのか。
3. 今後の授業の遅れに対する対策は、夏休みや冬休みはどうなるのか。
4. 教職員の家庭訪問の状況はどのくらいか。
5. 私学ではオンライン授業が数多く行われていますが。町内における各家庭の通信状況はどのくらいなのか。
6. 休校により子どもにもストレスが生じています。どのような対策を取ったか、今後の課題はあったのか。

以上、6点を伺います。

○議長（仲亀佳定君）

教育長の答弁を求めます。

芦澤和彦教育長。

○教育長（芦澤和彦君）

市川議員の質問にお答えします。

全国的な新型コロナウイルス感染症拡大を受け、自分が感染しない、人に感染させない、そして命を守る行動に徹するための臨時休校措置を国・県の要請の下、町内小中学校で前年度の3月3日午後から春季休業開始日まで、また、新年度に入ってからも入学式、始業式は執り行いましたが、4月13日から5月22日まで間、再度の臨時休業となり、2カ月以上が新型コロナウイルス感染症に伴う、臨時休業となりました。

市川議員、最初の質問であります小中学校の授業の遅れについてであります、臨時休業期間中の3月から5月の未指導分は、小学校においては107時間、中学校においては144時間となります。しかし、諸行事や未指導内容でも他の時間に補える内容等を考慮し、さらに6月以降の教科・学校行事等の精選を行った結果、小学校では48時間、中学校では61時間を今年度中の必要な授業時数と考えております。

2番目の部活動や大会などの状況ですが、部活動の実施にあたっては、3つの密の条件が重

ならないよう、実施内容や方法を工夫して行うとともに、更衣室、部室等の利用にあたっても、短時間の利用や時間差での利用など、感染症対策に努めています。また、部活動で使用する用具等については、使用前の消毒、生徒間での不必要的使い回しなど注意を行っています。

大会等につきましては、すでに全国的なスポーツ・文化イベント等については、中止の連絡をいただいております。全国中学校体育大会も中止は決定しているのですが、中止に伴う代替案として、その地域の感染状況を踏まえた上で、地方大会の開催に向けた検討が現在なされています。

3番目の授業の遅れに対する夏休み、冬休み等の対応ですが、現在のところ、小中学校ともに県民の日と学校創立記念日を授業に充てることとしており、今後の各種行事を精選した上で、7月末までを授業に充てることとし、2学期の開始日を3日間短縮し、8月24日とすることで、これまでの遅れを取り戻すことに決めております。今後の感染症の状況にもよりますが、現状では夏休みを8月1日から23日までの23日間に短縮いたします。冬休みについては当初の予定どおり変更はありません。

中学校については、地方体育大会の有無や開催時の日程等により、夏休みの短縮期間が左右され、未定の部分もあります。ただ、現段階では小中同じ日で実施が何とかできるということになっております。

次に、4番目の質問の家庭訪問の状況ですが、臨時休業期間中は原則として週2回の家庭訪問を実施することとし、都合により週2回できない場合は、1回は電話による対応といたしました。

次に、5番目の町内における各家庭の通信状況ですが、臨時休業期間中の家庭訪問の際に、南部中学校の生徒を対象に調査を行った結果、自宅にパソコン、タブレット、スマホ等の環境がある家庭は98%あり、生徒が使用可能な端末を有している家庭は87%ありました。また、通信等が無制限にできるWi-Fi環境が整っている家庭は、生徒全体の92%の家庭がありました。

最後のご質問の休校による子どもたちのストレス対策および今後の課題についてですが、臨時休業および外出の自粛に伴い、自宅での生活が長期化する中、児童生徒はさまざまな不安やストレスを抱えています。友達に会えない寂しさ、運動会や修学旅行等、今後の学校行事に対する不安、授業の遅れや受験に対する不安等、さまざまな心理的ストレスを抱えています。

そのため、家庭訪問の際には、保護者だけではなく、直接、児童生徒本人と話しをするようにいたしました。

今後も、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等を中心に、児童生徒の状況を的確に把握し、「気配り」、「目配り」、「心配り」できめ細やかな観察を行い、児童生徒や保護者等に寄り添い、適切に対応してまいりたいと思っています。

○議長（仲亀佳定君）

教育長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

8番、市川議員。

○8番議員（市川強君）

2点伺います。

中学校では、92%の家庭でWi-Fi環境があるということですが、小学校児童の家庭Wi

i-F i 環境はどうなのか。

あと1点、長い自宅待機が終わり、ストレスなく学校に通学しているのか、また自宅待機者はいないのか。

以上、2点お願ひいたします。

○議長（仲亀佳定君）

芦澤教育長。

○教育長（芦澤和彦君）

市川議員の再質問について、お答えをしたいと思います。

まず最初の質問ですが、小学校児童の家庭でのWi-Fi環境の状況ですが、学校再開後に調査を行った結果、86%の家庭でWi-Fi環境が整っていることが分かりました。

また、児童に使用できる情報機器がない家庭は40人でした。

次に、自宅待機者の質問ですが、長期の臨時休業によるストレスのための待機者は現在はありません。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

教育長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

（なし）

以上で、2番目の質問を終了いたします。

次に、3番目の質問を求めます。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

3番目です。

ネット授業のための町内の全世帯のネット接続。

10数年前より提案しておりますが、南部町の光ファイバーの回線が余っています。空き回線の有効利用で町の独自のインターネット授業が可能となります。韓国や中国、国内では私学の学校などがZoomなどのオンラインシステムを使った授業を進めることにより、学力の低下を防いでいます。光ファイバー網の町への整備が10年以上経ちましたが有効利用がされていません。回線を使わないのは、あるのにもったいないことです。

本年より、各教室で随時、ネット環境整備によりタブレットの各自1台の配備が始まっています。配備がいつまでに終わるかはまだ今のところは分かりませんが、町内すべての家庭に光回線を使うか、地域5Gの整備かいずれの場合、インターネット接続の整備を整えることが一流の田舎町に近いと思われます。

考え方伺います。

○議長（仲亀佳定君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

3番目の、ネット授業のために町内全世帯のネット接続を、という質問にお答えします。

平成31年3月定例会におきまして、同様の質問がありましたので、これまでのいきさつについては一部省かせていただきますが、光ファイバーケーブルについては、当初、インターネット環境の整備と、地デジ化に伴う全町CATV化を目指して事業を行いました。インターネット環境については個人個人がプロバイダー契約に基づき利用料を支払った上で利用されていますが、全町CATV化については、全世帯の負担金が増加することなどに町民の同意が得られず、導入を断念し、現在に至っています。

議員ご提案のすべての家庭にインターネット接続の整備を整える件ですが、プロバイダー契約を結んでいただければ、どの家庭でもインターネットは利用できます。仮に、使用料をすべて町が負担した場合、年間でおよそ2億4,000万円の一般財源が必要となり、現実的ではないと考えています。また、利用料が発生しない専用の設備を整備する場合でも、数億円の費用が見込まれ、住民の利用度などの費用対効果を検証する必要があります。

今、世界的な新型コロナウイルス対策との戦いの中で、現時点において、事業の緊急性や優先度は低いと考えております。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

○8番議員（市川強君）

教育長の答弁にもありましたが、中学生の家庭のWi-Fi環境は92%可能です。残り8%、人数にしますと19人になります。オンライン授業は、この先100%の確率でやってきます。とりあえずWi-Fi環境のない家庭だけで、期限付きの整備ならば、月に19件あたりでしたら、10万円以下でレンタルできます。大事な中学生、特に中学3年生、勉強の遅れがあつてはなりません。これからもコロナは第2波、第3波に襲われたり、新たなウイルス災害も必ず訪れてくることでしょう。その時にまだ何もしていない、遅れた町にならないよう、オンライン授業は必須になります。このようなレンタルを借りるようなことが起こった時に、町長、考えはいかがでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

市川議員の質問が終わりました。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

先ほど申しました10何人ということで、もう一度検討をさせてください。これは、先ほど言ったように全町になりますと2億何千万円という形が発生するわけですから、これは今の財政ではとても無理です。

ですから、わずかなことであれば、再度ご提案いただいて、私へ言っていたければ、次の時にお答えいたします。

教育現場の状況につきましては、担当する芦澤教育長より答弁をさせていただきます。

○議長（仲亀佳定君）

芦澤教育長。

○教育長（芦澤和彦君）

町長に代わりまして、市川議員ご質問のオンライン授業について、お答えをしたいと思います。

今般の新型コロナウイルス感染症対策による全国の小中学校の臨時休業措置を受け、国ではこのような状況下においてもICTの活用により、子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現させるため、ICT端末や通信機器等の環境整備費を補正予算に盛り込みました。

本町でも、国の補正予算措置を受け、今回の6月補正予算に1人1台端末を購入するための予算を計上させていただきました。

しかし、1人1台端末を整備していく当該授業は、本来、小中学校の9学年を3学年ごとに分け、3年かけてすべての児童生徒に行きわたる計画でした。

それを全国一斉にすべての児童生徒分を発注したからといって、感染症対策を施している中、企業の生産ラインが果たして機能するのか心配されるところであります。

また、1人1台端末を整備する計画である、いわゆるGIGAスクール整備事業は、当初の計画では、通信セキュリティの関係上、校内のみで使用する授業計画でした。それが長期臨時休業措置に伴い、急きょ家庭学習にも使用できる通信機器整備事業へと変わり、国ではICTを活用するための端末整備を積極的に推進しています。学校の端末を家庭等に持ち帰る場合の活用方法は、検討を進めている段階であります。

そのため、各学校にある既存のPC端末はもとより、今回の補正予算に計上しました1人1台端末は、端末が整備されたからといって、通信セキュリティの関係上、ただちに家庭で使用できる環境ではありません。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症と共に存する状況下では、家庭での使用を視野に入れ、峡南5町と情報センターとの間で通信セキュリティの問題を協議、検討を重ね、児童生徒系のネットワークのみ外部事業者通信を利用した構成に変更し、県のセキュリティクラウドを利用していく検討が進められております。

ただいま述べましたとおり、家庭でのオンライン授業には、端末の納入問題、および児童生徒のネットワーク環境の変更整備等、クリアしなければならない問題が残されております。

仮に今年度、新型コロナウイルス感染症による第2、第3波の波が襲ってきた場合は、ご家庭に情報機器Wi-Fi環境が整備されていない児童生徒につきましては、各学校にあるコンピューター室を開放する予定であります。

来年度以降については、先に述べました課題が整備され次第、家庭でのオンライン授業が可能となります。

その上で、オンライン授業による家庭学習を実施する際の課題となるものが、児童生徒の家庭での通信環境です。

家庭によっては、そもそも固定回線を引いておらず、スマートフォンのモバイルネットワーク回線をテザリングして使ったりしています。

しかし、家庭のネットワークが整っていなければ、家庭での学びを実現することは難しい状況です。

今回行った調査結果によれば、情報機器またはWi-Fi環境が整備されていない児童生徒の数は中学校で19人、小学校で40人でした。その際、Wi-Fi環境が整備されていないご家庭への通信費等の町負担問題は、将来的なことを見据え、家庭間の公平性の配慮が必要となります。経済的理由等で、ICT環境を整備できない家庭、具体的には要保護および準要保護家庭を対象に、通信機器の貸与および通信費の費用負担を町としてどうあるべきかを検討しております。

以上でございます。

○議長（仲亀佳定君）

40分経過したので、質問を終了します。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時40分です。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時40分

○議長（仲亀佳定君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、4番、若林良一議員の質問を許します。

4番、若林良一議員。

○4番議員（若林良一君）

消防設備の機械器具についてということで質問させていただきます。

南部町の近年火災状況を見ますと、平成30年4月より7件の火災があり、住宅・野焼き等の火災に、初期消火にて被害も最小減で消防団員のけがもなく良かったことだと思います。

今回は、消防機械器具についての質問をいたします。

町の消防団員は年々減少し、今年度は396名の登録のうち町外在住者が11.9%、機能別消防団員は3.8%で、今後も減少は余儀なくされると思います。

南部町消防団ならびに峡南消防署との火災時の関わりについて、火災発生時に峡南消防署内の指令室に一報が入り、近くの消防署が出動する中、町にも出動要請が入り、最寄りの消防団の出動と、初動消火作業が行われます。

そこで、火災現場における消防署および消防団の指揮命令系統が決められております。消防士は常勤の公務員として重責を担いながら、有事の際には火災現場の第一線に立つなど主にハード面での活躍で、消防団員は有事の際に行動も行いつつ、消防士の後方支援や地域密着型の予防活動などソフト面の活動になっております。消防団は日ごろのポンプ点検・放水・自然水利場所と防火貯水槽等の水位調査を行っていると思いますが、現状は河川の川底低下に伴い、自然水利供給が難しい状況です。現在、南部町の何カ所で自然水利の消火活動ができるのでしょうか。また、地域の貯水槽の水量にも限りがあり、今後、河川修理等をしないと火災時にポンプ車での自然水利放水が難しく放水ができません。そんな中、可搬ポンプなら河川に引き込み、放水が可能になります。現在、南部町消防団の機械器具実態は、ポンプ車17台、可搬ポンプ積載車5台、軽自動車積載車13台の車両を維持している中、古いポンプでは27年を経過しているポンプ車もあります。

今後、ポンプ車の維持管理費も年々増額が見込まれます。今後は先の内容を踏まえ、消防団員の維持管理軽減と町の財政軽減を見据えた上、ポンプ車等の購入に際し検討の余地はあると思いますが、町として消防機械器具購入に際しどのような考えを持っているのかを伺います。

○議長（仲亀佳定君）

若林良一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、若林議員のご質問にお答えいたします。

消防用自然水利の把握についてと、消防団員の減少、また機械器具の老朽化に伴う、今後の消防機械器具の購入更新についてお答えをいたします。

消防の水利につきましては、河川や水路等からとる自然水利、各地区の主要な箇所に設置してある貯水槽、また消火栓があります。現在は、異常気象により、河川等に大規模な土砂の堆積や川底が削られた状態があり、自然水利が変わってしまっているところが多くあります。

議員ご指摘のとおり、自然水利は火災を消火するための貴重な水の供給源であり、水利として利用可能な個所の把握等につきましては、消防団員の安全な消火活動、また、早期の消火につながります。

水利として利用可能な個所につきましては、各部において管理し、把握していると認識しております。各部で自然水利を調査し、それを全部の部で情報共有しておくことは、安全で早期な活動につながるため、町でも調査を行い、図面等を作成し、共有化を図りたいと考えております。

ポンプ車等の維持管理・更新についてですが、消防団員は10年前の平成22年では442名おりましたが、年々減少する消防団員を確保する対策として、平成27年に消防団協力事業所表示制度を設け、消防活動に積極的に協力している事業所等を募集しております。また、平成28年からは機能別消防団員として、消防団員のOBを消防団員に迎え、団員の確保に努めてまいりました。しかしながら、令和2年4月1日現在では、先ほど話しましたように、396名となり、団員定数420名より24名少ない状態となっております。団員につきましては、これからも減少することが予想されますが、地域の皆さんと協力を得ながら消防団の存続に努めてまいります。

消防機械器具につきましては、現在ポンプ車17台、可搬ポンプ積載車5台、軽自動車積載車13台を所有しています。ポンプ車は27年経過したものが最も古く、可搬ポンプ積載車では25年経過したものが最も古く、軽自動車積載車につきましては、30年経過したものが最も古くなっています。これらをはじめ、何台もの車両が更新の時期を迎えるようとしておりますが、団員の減少、財政的負担の軽減、管轄の規模や居住人口を考えますと、各部の消火活動に適正な車両・機能を備えた機種などの選別はもちろんのこと、更新時には組織の再編をも考慮しながら、装備の見直しを図らなければならないと考えております。

議員ご質問の、消防設備の維持管理は大変重要なものですが、冒頭ご指摘いただきました団員数の減少対策を最優先課題ととらえ、まずは、持続可能な南部町消防団の組織づくりに力を入れてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

若林良一議員。

○4番議員（若林良一君）

ただいま町長より前向きな答弁をいただきまして、私どもは一応安心しております。

今後は、内容に準ずるように、防火用自然水利の調査、また各部との情報を共有することに

より、有事の際には、スムーズな消火活動ができると思いますので、ぜひともお願ひしたいと思います。

また、ポンプ維持管理につきましても、今後の団員減少から逃れられない状況の中で、新たに更新の際は、組織等を考慮することを最優先にし、見直しをする必要があると思いますので、ぜひともそこらへんもやっていただきたいと思います。

最後に、団員の減少が最優先課題とのことで、継続可能な消防団員ですが、先ほど話がありましたように、機能別消防団員の方の加入に力を入れることが、一番最優先で、組織づくりにもよいと思いますので、ぜひともやっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、若林良一議員の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は13時です。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（仲亀佳定君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、6番、小泉昇一議員の質問を許します。

6番、小泉昇一議員。

○6番議員（小泉昇一君）

6番、小泉です。

新型コロナウイルスの感染拡大から6カ月、生命・教育・経済にとてつもないダメージを与えてきた状況の中で、南部町においても日々の暮らしは教育の遅れや自営業者の営業自粛、さらには労働者に対して自宅待機など、減収という形の中で計りしれない死活問題として生活苦を与えています。

そんな中で、「南部町ふるさと支援がんばろう商品券」の企画発想に拍手を贈りながら、とりわけ昨年2月の一般質問の再質問で触れた「学童の安全な通学路確保」を提案し、質問していきたいと思います。

中部横断自動車道全面開通を控えての区間開通ではありますが、町内の柳島から南部間4車線工事中の切り通し箇所の東側、元々あった農道が、柳島区民や住民の切実な要望として、国土交通省に申し入れる中で取り入れられて、現在、農道・生活道路として残されようとしています。

しかし、尾根から北側の本郷・南部地内側は国交省の説明ですと階段施工とのことです。今、睦合小学校の全学童の皆さんには体力低下克服からと思われますが、歩行での登下校で、元気に登下校しています。その思いを大切にしていくためにも明るく安全な通学路の確保が急務であると思います。

登下校に2キロ以上を要する地域は、中野・本郷・成島の通学校区の学童です。特に下校でいえば、柳島の坂本から船山川に架かる猿田橋までは、暗く民家はなく環境が良い安全な通学

路とはいえません。

ちなみに、この通学路を利用する詳細な通学区域は、中野9名・本郷2名・南部北15名の26名が利用しています。

陽光が西に傾く頃には暗く可哀想だという多くの声を保護者から耳にすることから、改めて安全な指定通学路の確保を、ここで提案していきたいと思います。

それには、柳島片葉地内、実成寺西側の農道を穩やかに歩行しやすく施工すること。そして2つ目には、尾根から北側の階段施工計画に、自動車道の側道まで歩行しやすい穩やかなつづら折り道路を施工すること。

以上を整備し、新たな通学路として保護者・学校現場・教育関係者の皆さんと協議し、積極的に進めていくことを、ここで提案していきたいと思います。

行政側の答弁をお願いいたします。

○議長（仲亀佳定君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

ただいまの小泉議員の質問にお答えいたします。

昨年3月定例会の一般質問と重複いたしますが、改めて安全な通学路確保についてのご質問でありますけども、今回、中部横断自動車道側道に関しましては、全線にわたり既存の町道や農道、赤道等を復元したものになります。用地や機能に関しましては、周辺住民や、関係者にその都度説明し、ご理解をいただく中で、路線付替えを実施してまいりました。

柳島地区から南部地区の側道に関しましても同様に、国で取得した起業用地範囲内におきまして各種道路等を機能回復しております。

ご質問の、児童生徒の通学時の安全確保につきましては、毎年、小中学校長、警察、国土交通省など各種団体による通学路安全推進会議を開催し、PTAからの意見も伺い、交通、防犯に関する会議を行っております。

その折には、現地パトロールも実施いたしますが、議員ご指摘のようなご意見はいただいておりません。

また、年度当初に実施する、PTA、校長会、教頭会、教職員の教育4者会談におきましても、これまでそういうお話をいただいておりません。

議員ご指摘の赤道を緩やかに付替えすることは、設計の見直しや、新たに用地の確保が必要になってまいりますので、これまでの関係者と協議した過程からいたしましても、大変厳しいご提案と考えております。

また、通学路の変更をしたと仮定いたしますと、大人から目も届きにくく、治安も悪いことが想定され、自宅の場所によっては、現在の通学路より遠くなる児童もあり、現道から尾根までの高低差が厳しくなることや、時間を要してしまうなど、さまざまな弊害が予想されます。

しかし、現在の指定通学路を見てみると、近年、回りの木々は大きくなり、冬場は、通学路も早い時間から薄暗くなりますので、児童が無事帰宅するまで、不安な思いをされている保護者の声が、議員に届けられているとのことです。

町いたしましても、子どもたちの安全確保は最優先しなければなりませんので、通学路に

隣接している山林所有者の方々に早急にお願いいたしまして、立木の間伐、伐採等を行い、児童の安心、安全な指定通学路の確保に努めてまいりたいと考えております。

これからも、通学路安全推進会議、教育4者会議を通じて寄せられる、関係者の皆さまの声に耳を傾け、安心していただける、行政運営に取り組んでまいります。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

小泉議員。

○6番議員（小泉昇一君）

間伐や伐採等を施して、従来の通学路をそのまま指定し、守っていくということですが、やはり年を重ねるごとに、その繰り返しになると私は思います。

答弁の中にありましたように、通学路安全推進会議の中でその意見が発せられなかつたということなんですが、実際の子どもたちを見守っているボランティアの方たちの声に耳を向けますと、本当に切実な願望として聞こえています。

残念なことは、今の通学路を考えているからそういう答弁になるわけとして、本来ですと、素晴らしいキャッチコピーの中で、中部横断自動車道が開通しようとしています。開通はもう少しだという中で、今非常に問題がある通学路に、中部横断道の側道を生かしていくかなど、3年から5年前、中部横断道のそのコースが設定されたときに、そういった調査や意見の絵を描いていけば、新たな安全な通学路として確保できたと思います。

柳島地区の住民の皆さんとの声も、区の要望事項として挙がっていると思うんですが、いわゆる青道ですか、そういう表現の中の生活道路に関しては、今の状況ですと非常に勾配がきつく、穏やかな、なだらかな農道にしてもらいたいという声も、区民の要望として届いていると思います。

おそらくこここの南部町の庁舎が100メートルくらいで、睦合小学校の北側の校庭が、測ったところ142メートルから5メートルくらいですから、そのくらい海拔の差があると思います。坂本の尾根が180メートル、その横が新たに4車線工事を進めているところが同じく180メートル、そして校庭北側から、先ほど言いましたように中野、本郷の一部、南部北の学童の皆さんのが、猿田橋を超えるまでは、どちらのコースを設定しても、だいたい1キロくらいです。過日、国交省の身延の詰所にも行って話をしようとしたんですが、職員の皆さんに会えなくて、協力会社の皆さんと話をする中で、現状は階段ですが、そこから先は行政との折衝になりますから、そちらへ意見を発してくださいという、そんな答えもいただきました。

そういうことを含めて、ぜひ新たに通学路として調査を再開して、絵を描いてみる考えはないでしょうか。

お願ひいたします。

○議長（仲亀佳定君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

ただいまの質問にお答えいたします。

最初に申しましたけど、特に通学路に関しては、教育4者の会議が毎年あります、かなりいろいろな意見がございます。しかし、この通学路に関しては、意見がありません。今、小泉議員がおっしゃったように、地元の住民が切実な問題であるという、そういう声が多く寄せられれば、それは行政としても動かなければいけないんです。ところが毎年区長さんを通して言ってくるのに、そういった要望事項がないんです。ですから、独りよがりではなくて、ちゃんとした主張の中でやれば、われわれもそのときは考えます。ですから、そういう形で、これからも自分の思いだけではなくて、そういう声があるんだということを言ってもらえば、われわれ行政もしっかりとそれは対応してまいります。それはお金の問題ではありません。どうしてもやらなければならないことはしっかりとやらなければいけない。ですから、いくつか答弁がありますけど、最初にそれを申し上げて、答えといたします。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

小泉議員。

○6番議員（小泉昇一君）

独りよがりだという言葉を聞いて、非常に残念だと思います。私も、ただ自分が思っただけをここで文書にして、訴えているわけではありません。今、町長が言いましたように、財政的にも余裕をもって考える考えがあるならば、もし本当に私が署名を集めてでも、その旨を行政側にお願いをした折は、ぜひその実現に向けて奮闘をしてもらいたいと思います。

以上で、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、小泉昇一議員の一般質問を終了いたします。

次に、7番、若林一明議員の質問を許します。

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

まずもって、今般の新型候ウイルスで、お亡くなりになった方々にお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

なお、この質問内容と、現在では提出の期間でおおよそ3週間のタイムラグがありますので、ご承知おきください。

また、質問内容が、先ほどの市川議員と重複したところがありますので、そのへんは、市川議員の質問の回答に任せたいと思います。

さて、新型コロナウイルスに対処するため、児童生徒・保護者の方々・先生方・教育委員会の皆さんには、日々大変なご苦労をされているものと思います。そのご努力にエールを送りたいと思います。

3月に学校などの閉鎖が始まって以来、はや2カ月以上が過ぎました。この質問を行うころには、学校生活が通常に近い形で再開されていることを切に願うものであります。ということは、再開されていて非常にうれしく思います。

関係者の皆さんにとっては、経験のない卒業式や入学式を行ったものの、小中の新一年生にとっては本当に大変な期間であったものと思います。こういった状況での学校の対応は保護者の皆さんには連絡が入っているでしょうが、一般町民の多くは、どうなっているのか大変心配

しているところでございます。

次代を担う子どもたちは町の宝であります。ぜひとも多くの町民にも子どもたちへの対応状況、これまでの経過を伝えていただきたいと思います。

教育施策は国や県の方針を受けてのことと簡単ではないかと思いますが、南部町はこれまで他の市町村に比べて充実した南部教育を推進してきました。この度の事態にどのように対応をしたのか、今後の展開をどのように考えているのか、以下の3点について教育長に伺いたいと思います。

見え消しのところは、市川議員と重複しましたので、カットさせていただきます。

3月からこれまでの取り組みの経過を簡略に、特に学童保育を含めてお願ひします。

次に、少子化のこの町では、3密の回避は比較的容易だと思われますが、教室はともかく、子どもたちの遊びの時間への対応はどのようにになっているか。

3つ目、これまでの感染症の経験から、第2波、第3波が予想されますが、子どもたちや保護者からの何らかの相談の窓口の設置を含めて、対処方針を伺いたいと思います。

○議長（仲亀佳定君）

若林一明議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

芦澤和彦教育長。

○教育長（芦澤和彦君）

若林議員の質問にお答えをいたします。

一部、市川議員に答弁したことと重なる点があるかもしれません、ご容赦いただきたいと思います。

2月27日に開催されました国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校および特別支援学校の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け文科省からは、3月2日から春季休業開始日までの間、全国一斉に学校の臨時休業を行うよう要請がなされました。

本町では、臨時休業期間中の児童生徒に対する健康管理の指導や教材提供等の準備も必要なことから、3月3日の午前中まで学校を通常どおり行い、事前になんぶ光ネット、教育委員会や学校からの文書等で、保護者や町民の皆さんに周知し、3日の午後から臨時休業に入りました。しかし、卒業生、保護者にとって、卒業式、閉校式は思い出深い式典ですので、内容を精選し、規模縮小、時間短縮した中で開催させていただきました。

新年度に入ってからも、新型コロナウイルス感染症は全国に猛威を振るい、4月7日には内閣総理大臣から緊急事態宣言が発令され、7都道府県が対象区域に特定されました。

この間、本町では、県下の新型コロナウイルス感染症の感染状勢を見ながら、富沢小学校の開校式、小中学校の入学式、始業式を、感染症対策を行った上で執り行い、その後も児童生徒たちが先生方を、また先生方が児童生徒の顔を認識するなど、年度初めとして必要な指導や確認をし、4月10日まで学校を再開させていただきました。

その後は、度重なる国や知事からの臨時休業の延長要請や山梨県における緊急事態措置に基づき、5月24日まで長期の臨時休業となり、町内の学校が再開されたのは、先月の25日になっていました。

臨時休業期間中は、先生方に、児童生徒に対する健康管理と学習指導について、児童生徒が自宅等にいる状態であっても、規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続するとともに、学校の再開後も見据え、学校と児童生徒との関係が継続することができるよう、原則的に週2回の家庭訪問を実施、2回できない場合は、家庭訪問1回と電話による学習状況、生活習慣の把握や学習支援を行うように要請いたしました。

先程の市川議員ご質問の答弁にもありました、その際は保護者だけではなく、直接、児童生徒と会話をするようにし、登校再開後も見据え、学校と児童生徒との良好な関係、信頼関係が継続することができるよう心掛けてまいりました。

家庭訪問では、児童生徒たちの体調面の把握と学習教材の提供をし、次回の訪問時に前回の教材の回収と、新たな教材の提供といった順番で家庭訪問を繰り返し行なった経緯があります。

また、中学校につきましては、学校再開後の25日からフル授業ができるように、21日と22日の2日間を学年別の登校日とさせていただきました。

学童保育につきましては、子育て支援課にご協力をいただき、3月4日から通常の放課後児童保育ではなく、長期休業期間と同じ1日保育とし、富沢地区は富河児童館、南部地区は旧睦合保育所の2カ所で実施し、児童を受け入れていただきました。

また、4月13日からの臨時休業再延長からは、支援員の人数や対応時間の問題、また、保育を行う施設の広さ等の問題を受け、富沢小学校、睦合小学校、栄小学校の各教室を利用し、午前中は各学校の先生方が受け持ち、午後は放課後児童支援員が受け持つという形で、学校と子育て支援課が協力し合い、小学校ごとに放課後児童保育を実施してまいりました。この臨時休業期間中の地域やご家庭のご理解とご協力に心から感謝申し上げたいと思います。

2番目の質問ですが、子どもたちの遊びに関しては、臨時休業期間中は保護者に対して、子どもたちへの体操やウォーキングなど、適度の運動を心掛けるようお願いをしてまいりました。

また、本町周辺地域の感染状況を踏まえ、児童生徒たちには「密閉」、「密集」、「密接」のいわゆる3密に注意しながら小中学校の校庭の開放もしてまいりました。

学校再開後につきましては、スクールバスも含めた登下校、教室での活動、休み時間等々、さまざまな場面が想定されますが、必要に応じてマスクの着用、換気、距離に気を配りながら、熱中症に配慮しながら、可能な限り屋外で運動をするようにしております。また、用具を使用する際は、使用の前後に流水と石鹼による手洗い、アルコールによる消毒の徹底、放課後の一斉消毒の実施など感染拡大防止のための防護措置等を講じております。

3つ目の質問の子どもたちや保護者からの相談窓口の設置等であります、対処方針につきましては、臨時休業期間中も含め、保護者へ朝夕の検温による体調面の管理をお願いとともに、体調の異常や生活面の相談など、どのようなことでも学校に連絡または相談するよう、保護者および生徒に家庭訪問の際にお願いをし、家庭と学校の信頼関係を築いてまいりました。

また、情報として、「24時間子供SOSダイヤル」の周知を図り、今後もできる限り児童生徒に寄り添い、「目配り」、「気配り」、「心配り」で対応し、学級担任や養護教諭を中心とした健康観察等から児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施や専門的な事例については、心の相談教室相談員、スクールカウンセラー等による支援を行うなどして、今できる感染症拡大防止に、適切に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（仲亀佳定君）

教育長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

すみません。あと2点ほど質問させていただきます。

1点は、失われた時間と、あと何時間やればいいかという差があったわけですが、それは3月、4月の学校、家庭訪問とか何かの時間も授業時間に含まれているかどうかということでございます。

もう1点は、市川議員も質問して、相当教育長がお答えになりましたが、オンライン教育についてでございます。

3月議会でGIGA教育に関する補正予算が可決されましたが、現在、どのような状況にあるか。今日、また次の補正予算が出たようなんですが、お聞きしたいと思います。

文科省がいうGIGAスクールの重要なポイントは4つあります。1つ目は、校内LANの整備、2つ目が、学習者用のパソコンの導入、それから3つ目が、学習ツールと校務のクラウド化、4つ目がICTの活用でございます。

コロナの結果がどうであろうと、文科省の政策は、これまでの2023年から前倒しされるような話を聞いております。

そして、ハード、ソフト、人材の一体整備は、待ったなしとなると思います。県内でも4月に報道されましたけど、山梨学院大の付属小中学校は、休校のあとすぐにICTを使った学習が行われたそうです。ICTの環境は、町内でもそれなりに整っているような状況だと、先ほどの答弁で聞いております。小中学校の児童・生徒の人数は、それほど多くはありません。町において環境の整備を整えることは可能だと思います。

また、教える側も慣れている先生ばかりではございません。ネットを見れば、そういう先生方を教育するといつてはなんですが、先生方の研修の場、研修の講師というようなものは多くございます。そういうものに外部講師などを委託してやる、すぐにとは言いませんけど、このGIGAスクールの中でやっていく行程表はあるのか。今後のGIGA構想の思いがありましたら、教えていただきたいと思います。

特に仏作って魂入れずでは困ります。やはり教える側の研修が非常に大事だと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

それから、教育の格差というのは、少しはしょうがないわけでございますが、それを助長する、いわゆる不平等、教育機器がないような子どもがいるという中では、行政がそこを補助していただけるような施策が必要だと思いますが、そのへんを含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（仲亀佳定君）

若林一明議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

芦澤和彦教育長。

○教育長（芦澤和彦君）

若林議員の再質問にお答えをしたいと思います。

最初に出ました、家庭訪問等が、先ほどの授業回復にカウントされるかということなんですが、それはしていません。いろいろな行事の中で、この後また答弁もしますが、工夫をしながらやっておりますので、カウントしていません。

議員ご質問のオンライン教育ですが、文部科学省が2019年12月に打ち出した、GIGAスクール構想は、児童生徒のための1人1台端末の整備と、校内高速ネットワークの環境整備で、当初は5年の計画でした。

また、GIGAスクール構想の目的は、子どもたちの個性に合わせた教育の実現と、校務支援システムの導入による教員の働き方改革につなげる狙いがあります。

議員がご指摘の、4つのポイントの1つ目ですが、校内LANの整備は、今後の動画教材を使った授業や、今般の新型コロナウイルス感染症対策に伴う家庭学習などの、全校生徒が同時に使用しても対応できる環境にするための高速ネットワーク環境の整備となります。

こちらは、3月議会において、議員皆さまのご理解のもと、補正予算に計上し、ご承認をいただき、この6月議会において先ほど繰越明許費として報告させていただきました。7月に発注し、学校の冬休み期間を工事に充て、年度内に完成させる予定であります。

2つ目のポイントであります学習者用PCの導入につきましては、この6月補正予算へ計上させていただきました。

先ほどの、市川議員ご質問の回答でも若干触れさせていただきましたが、国では今般の新型コロナウイルスのような感染症や、自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時において、ICTの活用により、子どもたちが家庭にいても学習を継続できる環境を整備しておく必要との考えで、2023年度までに児童、生徒に対する1人1台端末の整備を段階的に導入する計画を前倒しして、今年度中に整備を進めるよう、補正予算を成立させました。

当初の予定では、この6月補正予算へ小学校5・6年生と中学1年生の3学年分の児童生徒数の端末を計上する予定でしたが、国の前倒し政策を受け、本町でも急きょ、町当局にお願いし、小学校3年生から6年生までの児童数分と中学校全生徒分、そして先生方の分を合わせて354台分の端末を予算計上させていただきました。

GIGAスクール用端末は、国で標準仕様が定められており、端末価格は各メーカーともに基本モデルで4万5,000円と統一されております。発注に関しては、当事業は県で共同調達することになっており、山梨県では8月を予定しているとのことです。なお、小学校1・2年生につきましては、すでに各小中学校に整備されております既存の端末があと2年間リース期間が残っておりますので、そちらを活用させていただきたいと思っています。

3つ目のポイントであります学習ツールと校務クラウド化につきましては、現状のところ国の財政支援はなく、町の単独経費で対応していかなければなりません。学習ツールに関しては、従来では端末本体が校内高速ネットワーク環境の整備、さらには家庭での学習も視野に入れた上で、ウェブブラウザ経由で民間のクラウド型アプリケーションと個々に契約し、学習ツールとして活用していくことも選択肢になります。

校務のクラウド化につきましては、峡南地区では来年4月から一斉に校務支援システムの運用を開始いたします。そのための準備作業を現在、峡南情報センターを中心に取り組んでおります。

4つ目のポイントでありますICTの活用につきましては、臨時休業期間中に、南部中学校では、生徒のご家庭のネットワーク調査を家庭訪問時に行い、試行錯誤しながら、学校からの

一方向だけではありますが、3学年ともに5教科の学習動画を作成し、5月14日に発信いたしました。その際、学校の端末からではセキュリティーの関係上発信できないことが分かり、先生方個人の端末および通信機器を利用し、オンライン授業の第一歩を経験いたしました。

G I G Aスクール構想の前倒しにより、I C T環境のハード面は、早期整備が進んでおります。しかし、議員がご指摘のとおり、教える側の先生方には不慣れな方もおります。本町では、今年度もI C T支援員を町単で配置させていただいておりますので、積極的に活用していきたいと思います。

また、峠南情報センター職員を講師に招いた講習会の開催や、必要に応じては民間企業の専門員による研修会の開催など、指導体制の充実を図り、日常的にI C Tを活用できる体制を目指したいと思います。

I C Tの活用につきましては、導入したから終わりではなく、導入後の効果や使い勝手の確認も含めて、活用計画やフォローアップなど、継続的に改善を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（仲亀佳定君）

教育長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

いろいろとオンライン教育について、教育委員会の考え方を聞かせていただきました。ぜひ、他町に負けることなく、頑張ってやっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、若林一明議員の一般質問を終了いたします。

次に、9番、望月藤一議員の質問を許します。

9番、望月藤一議員。

○9番議員（望月藤一君）

2件の質問事項がございますが、別々に分けずに、続けて質問をさせていただきますので、ご承知を願いたいと思います。

住環境と森林環境の共生についてと、林業振興と自然資産活用についての質問をさせていただきます。

森林は、私たちにとっては、共生する大きな資産ですが、申すまでもなく需要と供給のバランスが著しく悪くなり、人工林の所有者は維持管理保全も思うに任せず、忍び寄る影の如く住環境の悪化、耕作面積は減じ、冬の陽射しが10時、干し物は2度干し、移転も視野にしている方もあります。今や多くの山林は適採木としての経年を過ぎ、100年を経過する木は40メートルから45メートルの高さとなり、生活環境等の変化をしている地域も多く、加えて放置林は防災面においても大きな災となり、安心安全の確保が危ぶまれる地域路線網もあるが、住民への山林管理と永住地としての生活環境づくりについての政策は持っているのか、伺いたいと思います。

町長におかれましては、身の丈にあった町づくりに尽力され、今後この町を担う人材育成、

町の負の遺産の軽減、企業誘致の実現化など一流の田舎町への道筋を着実に多岐にわたりお働きいただきました。

そこで、当町の地域特性資産の活用、林業振興と自然資産活用について伺いたい。

以上2点を実現させるためには森林環境譲与税の活用することが最善であると私は考えるが可能性についても併せて、お伺いをしたいと思います。

○議長（仲亀佳定君）

望月藤一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それではまず、住環境と森林環境の共生についてというご質問にお答えいたします。

ご存じのように、南部町の総面積のうち約88%にあたる1万7,629ヘクタールが森林面積であり、南部町で生活する上では森林との共生は切り離せないものです。

人工林面積は1万884ヘクタールあり、ご指摘のとおり11歳級40年から50年を経過した人工林も多く、その多くが伐期を迎えています。

森林経営管理法第3条第1項では、「森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより経営管理を行わなければならない」と規定されており、所有者は自ら、または、林業経営者に委託し森林管理をすることが望ましいと思われます。

しかし、木材価格の低迷や、所有する森林の境界や位置が不明であり、手が付けられない、また、森林への関心・管理意欲の低下により放置され、管理されていない人工林も多く見受けられます。

そういう現状の中、日当たりが悪くなってしまった場所、道路や電線に樹木の枝がかかり危険である、という事例もあると思います。

森林経営管理法では、森林所有者は森林管理をしなければならないと規定しておりますが、ご自身で管理できない場合は、町が行う意向調査で、町に管理を委託し、経営管理権を設定することができます。

現状を考えますと、町に管理を委託したい方も多くいると予想されますので、公益性や経済性を評価した上で優先順位を決定して整備を進めてまいります。

多少時間は要しますが、このような森林整備や、管理によって永住地としての住環境の改善にもつながればと考えております。

次に、林業振興と自然資産活用についてという質問ですが、昨年度より森林環境税および森林環境譲与税が創設され、その使途は、各自治体によって地域の実情等に照らしながら、森林整備や木材の利用促進等に活用していくものとされています。

南部町では、学校用児童の机と椅子への木材利用等で木材の利用促進を図ってまいりました。また、現在建設中である木質バイオマスガス化発電施設においても、切り捨て間伐として林内に放置されていたいわゆる未利用材が、バイオマス等の燃料として利用されることで、無駄のない森林資源の活用ができるように努めてまいります。

また、南部町内には山梨百名山に登録されている山を中心として多くの山があり、東海自然歩道もある中で、森林環境譲与税を活用した森林整備が進んでいけば、林道や登山道等への災

害被害も減少していくと考えております。

いずれにいたしましても、南部町の森林面積の多くを占めるスギ・ヒノキを中心とした人工林が、今後、森林環境譲与税などを活用し、計画的に間伐等をしていくことで、林業経営体等への林業の振興にもつながり、また、災害時にも耐えうる森林を育成し、価値のある木材を生産することができること、未利用材の、燃料資料とするなど、町内の森林を有効活用できるよう、創意工夫を凝らしながら事業を進めていければと思っております。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問ありませんか。

9番、望月藤一議員。

○9番議員（望月藤一君）

森林経営管理法に基づいた所有者、また行政の立場という中で、損失するものが深度化されしていくことを願うわけであります。さて、森林所有者の意向が最優先されることは承知しておりますが、住環境の改善について、再度お答えを願いたいと思います。

110数件の居住する地域において、森林組合事業として、森林整備のため作業道等の計画があると聞いておりますが、住環境補充地域の一部分であり、現在、町が実施するとしている意向調査の結果にもよりますが、所有者自身自らが管理していくことは極めて難しく、年を追うごとに悪循環となり、そこで森林経営管理法と、森林環境税、森林環境譲与税を活用し、行政が人材の育成も併せ、政策的に取り組むことが重要であるとともに、町内には、そうした現状下にある地域は多く、そこに暮らす者たちへの環境の改善という観点からも要望に応じて、間伐や伐採などを町が奨励を推進するような仕組みを作ることができるか伺いたい。

町長の公約の中には、森林整備についての政策は見受けられませんが、ぜひとも公約の1つに加えることによって、整備を加速推進させていただきたいと考えております。

○議長（仲亀佳定君）

望月藤一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、望月議員の再質問にお答えをいたします。

森林環境税および森林環境譲与税が創設され、その使い道は、民有林における間伐等の森林整備や、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や、普及啓発等の森林整備およびその促進に関する費用に充てることとされております。

森林整備等をする上では、森林の持つ多面にわたる機能を発揮できるようにするための公益性や経済性、また台風や洪水等の災害により、土砂災害などの危険を有している緊急性など、さまざまな観点から評価をして、優先順位を決定し、整備を行う予定ですので、町内の各地から上がるすべての要望に応じて、事業を進めることはなかなか難しいと思いますが、その評価基準の1つとして、住環境の改善という観点が、森林環境譲与税等に含むことができるのか、また国や県と相談し、計画の作成を進めていければと考えております。

議員ご質問の、私の公約についてであります。確かに広大な森林面積を有する本町にとりましては、森林整備は重要な課題であることは十分承知しております。

今任期の公約では、まず荒廃した竹林を再生して、災害防止や特産品であるタケノコの安定的な収穫に向けて取り組むことを掲げました。そのために、新たに竹林整備事業の補助金を創設し、推進しているところであります。

いずれにいたしましても、わが町の森林は、スギ、ヒノキを中心とする人工林が大半を占めていますので、議員ご提案にありますように、住環境の改善を含めて、政策にどこまで取り組めるのか、担当課に調査研究するように指示をいたします。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

9番、望月藤一議員。

○9番議員（望月藤一君）

大変前向きな政策的なものをお尋ねしましたが、今後に大きく期待をします。また、峠南地区におけるわが町は、総面積1番というような形の町であります。どうかモデル的にこの政策を推し進めていただきたいと期待をし、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、望月藤一議員の一般質問を終了いたします。

これで、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日10日水曜日には2日目の本会議を開きます。内容は現地視察です。午前9時30分開議となりますので、午前9時までに議員控室にご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後 1時54分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年6月9日

南部町議会議長

仲 亀 佳 定

会議録署名議員

遠 藤 光 宣

会議録署名議員

木 内 秀 樹

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

遠 藤 一 明

令 和 2 年

南部町議会第2回定例会会議録

6 月 10 日

令和2年南部町議会第2回定例会（第2日目）

議事日程（第2号）

令和2年6月10日
午前9時30分開議
於 議場

1. 議長あいさつ

2. 開議

3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 現地視察

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 木内秀樹	2番 遠藤高芳
3番 高橋茂広	4番 若林良一
5番 望月光彦	6番 小泉昇一
7番 若林一明	8番 市川強
9番 望月藤一	10番 堀之内可和
11番 遠藤光宣	12番 仲亀佳定

5. 欠席議員（0名）

6. 会議録署名議員

2番 遠藤高芳 3番 高橋茂広

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（3名）

財政課長 市川 隆 建設課長 望月一臣
水道環境課長 遠藤 成

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 遠藤一明

開議 午前 9時30分

○議長（仲亀佳定君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和2年南部町議会第2回定例会、2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和2年南部町議会第2回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（仲亀佳定君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番 遠藤高芳議員および3番 高橋茂広議員の両名を指名いたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第2 ただいまから、現地視察を実施いたします。

本日の視察場所は、お手元にお配りいたしました現地視察日程表のとおりであります。

ただちに現地に向かいますので、準備をお願いいたします。

《現地視察》

○議長（仲亀佳定君）

現地視察が終了いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、明後日12日金曜日、午前9時30分より3日目の会議を開きます。

議員の皆さまは、午前9時までに議員控え室へご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後 0時 2分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年6月10日

南部町議会議長

仲 亀 佳 定

会議録署名議員

遠 藤 高 芳

会議録署名議員

高 橋 茂 広

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

遠 藤 一 明

令 和 2 年

南部町議会第2回定例会会議録

6 月 1 2 日

令和2年南部町議会第2回定例会（第3日目）

議事日程（第3号）

令和2年6月12日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ

2. 開議

3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 提出議案に対する質疑・討論・採決

議案第31号 南部町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 町道路線の認定について

議案第36号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第2号）

議案第37号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 令和2年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第39号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第40号 令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第41号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第3 議員派遣の件について

日程第4 閉会中の継続調査について

追加日程第1 議案の上程・説明・質疑・討論・採決

議案第42号 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第43号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第3号）

追加日程第2 議案の上程・説明・採決

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

4. 出席議員は次のとおりである。 (12名)

1番 木内秀樹	2番 遠藤高芳
3番 高橋茂広	4番 若林良一
5番 望月光彦	6番 小泉昇一
7番 若林一明	8番 市川強
9番 望月藤一	10番 堀之内可和
11番 遠藤光宣	12番 仲亀佳定

5. 欠席議員 (0名)

6. 会議録署名議員

4番 若林良一	5番 望月光彦
---------	---------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名 (23名)

町長	佐野和広	教育長	芦澤和彦
代表監査委員	若林泰文	秘書政策監	望月一弥
会計管理者 (兼)出納室長	望月浩	総務課長	滝基成
財政課長	市川隆	企画課長	望月一希
税務課長	佐野彰紀	交通防災課長	若林安彦
子育て支援課長	佐野勝	福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長	佐野武人
住民課長	四條理恵	産業振興課長 (併) 農業委員会事務局長	岡村忠
建設課長 デイサービスセンター所長	望月一臣 渡辺基	水道環境課長 アルファーセンター所長	遠藤成 青木正和
健康管理センター所長	仲亀哲也	学校教育課長 (兼) 学校給食共同調理場所長	渡辺雄治
生涯学習課長 公民館・文化館 兼アドバイスピーカー所長	近藤利也	福祉保健課課長補佐	望月文広
出納室室長補佐	渡辺幸博		

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名 (1名)

議会事務局長 遠藤一明

開議 午前 9時30分

○議長（仲亀佳定君）

皆さん、おはようございます。

第2回定例会3日目の開議にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、一昨日の現地視察、大変ご苦労さまでした。

災害復旧事業による林道中沢線の整備状況について、担当課長より説明を受けました。

また、森村製材跡地石合盛土場の整地された現地の視察も行いましたが、今後、有効活用に向けての検討が必要と考えられます。

中央第6取水ポンプ場では、万が一の災害に備え、自家発電による給水設備などを確認しました。有事の際、自宅生活が困難となった場合には、迅速な対応が求められるため、万全を期していただきたいと思います。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、慎重な審議をお願い申し上げますとともに、円滑なる議事進行に格段のご協力をお願い申し上げまして、3日目のあいさつといたします。

ただいまから、令和2年南部町議会第2回定例会、3日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和2年南部町議会第2回定例会、3日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（仲亀佳定君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番 若林良一議員および5番 望月光彦議員の両名を指名いたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第2 提出議案に対する質疑・討論・採決を行います。

はじめに質疑を行います。

質疑は、議案第31号から議案第33号および議案第35号から議案第41号まで順次行います。

最初に、議案集3ページをお開きください。

議案第31号 南部町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第31号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集5ページをお開きください。

議案第32号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第32号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集の7ページをお開きください。

議案第33号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第33号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集10ページをお開きください。

議案第35号 町道路線の認定について、質疑はありませんか。

5番、望月光彦議員。

○5番議員（望月光彦君）

5番、望月です。

町道の路線の認定についてですが、町道にすることに至った経緯と、町道にすることによる維持管理など、そういうものは町のほうに今後かかると思いますけど、町道にすることによるメリットとデメリットがあればお聞きしたいと思います。

○議長（仲亀佳定君）

望月建設課長。

○建設課長（望月一臣君）

5番、望月議員のご質問にお答えいたします。

まず、旧高瀬福士線から新町道町屋坂下線へ移管された、これまでの経緯についてご説明させていただきます。

これまでの旧県道高瀬福士線につきましては、始点を御国屋商店交差点前から終点を富栄橋の西詰までとしていました。この間は幅員も狭く、また国道へのアクセスも悪かったことから、町としましても新しく県道の道路網の改善を図り、交通の利便やアクセスの向上を図らなければならぬことと考えておりました。

町では、新設道路網の基本計画を基に、県への提案として要望を行ってきた結果、県事業として新設改良に踏み切っていただいたところであります。

しかし、県としましても、事業化に進めるにあたりましては、旧高瀬福士線の路線終点を変更しなければならなかつたことから、これまでの県道を町道へ移管し、町が管理事業主体となっていただかないと、ということで協議され合意がされたところで移管されました。それが一番の要因となります。

また、移管するためには、県では町の要望に配慮いたしまして、道路等の各種点検や歩道の整備、舗装の整備、歩道橋の整備等を実施していただき、新町道町屋坂下線として、本年8月31日付で正式に移管を進めているところです。

なお、現在引き続き、県道におきましては、地元の要望によりまして、矢島地区側への道路改良も継続的に事業化し進めております。

メリットにつきましては、整備されたのちに移管されますので、今後の維持管理についてはあまりかからないのかなと思っております。

あと、今後距離数や面積により、交付税として反映されてきます。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第35号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

議案第36号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第2号）質疑を行います。

質疑は、すべての会計において事項別明細書により行います。

歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第36号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

議案第37号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第37号についての質疑を終結いたします。

議案第38号 令和2年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第38号についての質疑を終結いたします。

議案第39号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第39号についての質疑を終結いたします。

議案第40号 令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第40号についての質疑を終結いたします。

議案第41号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第41号についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、議案第31号から議案第33号までの条例の一部改正3件について、一括で討論いた

します。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第31号から議案第33号までの討論を終結いたします。

次に、議案第35号 町道路線の認定について討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第35号の討論を終結いたします。

次に、議案第36号から議案第41号までの補正予算6件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第36号から議案第41号までの討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

はじめに、議案第31号 南部町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第31号については、原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第32号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第33号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第33号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第35号 町道路線の認定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第35号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第36号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第36号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第37号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第37号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第38号 令和2年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第38号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第39号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第39号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第40号 令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第40号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第41号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第41号については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時48分

○議長（仲亀佳定君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、町長から議案第42号 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定について、および議案第43号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第3号）についての議案が提出されました。

お諮りします。

議案第42号および議案第43号を追加日程第1号として、日程の順序を変更し、ただちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号および議案第43号を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時50分

○議長（仲亀佳定君）

それでは、会議を再開いたします。

○議長（仲亀佳定君）

追加日程第1 議案第42号 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第43号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第3号）について、以上2件について、会議規則第37条の規定により一括して議題といたします。

提出議案はお手元へ配布いたしましたとおりでありますので、議案の朗読は省略させていただきます。

提出議案の説明・質疑・討論・採決を行います。

町長から、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

今回、追加提案させていただきますのは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴うもので、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るものであります。そのため、現行条例との整合性を図ることが生じたことによる条例改正およびコロナウイルスへの対応は、緊急性が高いことから、補正予算を追加提案させていただきたく、お願ひするものであります。

そこで、今回、追加提案させていただくのは、はじめに議案集1ページ、議案第42号 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が令和2年4月7日に閣議決定され、感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、本町においても国民健康保険税、介護保険料について減免措置を講ずることとしたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集5ページ、議案第43号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第3号）であります。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度創設により、同交付金事業費の補正予算案を編成したところであります。本町におきましても、速やかに対応が必要であることから、追加提案をさせていただくものであります。

内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画事業として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,927万円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億4,742万9,000円とするものであります。

財源につきましては、国庫補助金および寄付金を充てます。

提案理由の説明は以上でありますが、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議をいただき、議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（仲亀佳定君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

議案第42号について、はじめに佐野税務課長。

○税務課長（佐野彰紀君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第43号について、市川財政課長。

○財政課長（市川隆君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

次に、本案に対する質疑を行います。

質疑は順次行います。

最初に、議案集1ページをお開きください。

議案第42号 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

（異議なし。の声）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第42号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

議案第43号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

10番、堀之内議員。

○10番議員（堀之内可和君）

10番、堀之内。この歳入については、10分の10が国庫ということと、そして寄付金でありますけど、国庫の交付金については、事業を推進するために、なるべく早いうちの交付が望まれると思いますけども、国からの交付はどういう形で、いつごろになりますか。

○議長（仲亀佳定君）

市川財政課長。

○財政課長（市川隆君）

10番、堀之内議員のご質問にお答えします。

国からはそのスケジュールについての説明は、まだございません。5月末までに計画を提出するようにということで、それに基づいて計画を提出しまして、今回の補正予算書の編成となりました。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

8番、市川。この実施計画の中にあります消毒液自動噴霧器ですね、この自動噴霧器で出す消毒液というのは、何の消毒液ですか。消毒液の種類です。

○議長（仲亀佳定君）

望月企画課長。

○企画課長（望月一希君）

8番、市川議員のご質問にお答えします。

一般的に市販されている消毒液と同じものでございます。新型コロナウイルスの感染を防ぐための消毒をする消毒液という形になります。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

次亜塩素酸とかいろいろありますよね。

○議長（仲亀佳定君）

若林交通防災課長。

○交通防災課長（若林安彦君）

避難所で使われる消毒液ということになります。

種類は、擦式の一般の窓口においてある消毒液となります。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

議案第43号についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

議案第42号、および議案第43号の2件について、一括で討論いたします。

討論はありませんか。

（なし）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

はじめに、議案第42号 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第42号については、原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第43号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第43号については、原案のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時 7分

再開 午前10時 8分

○議長（仲亀佳定君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、町長から諮問第2号 人権擁護委員の推薦についての議案が提出されました。
お諮りします。

諮問第2号を追加日程第2号として、日程の順序を変更し、ただちに議題といたしたいと思
います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号を日程に追加し、追加日程第2として、ただちに議題とすることに決定
いたしました。

ここで、追加日程準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時 9分

再開 午前10時10分

○議長（仲亀佳定君）

それでは、会議を再開いたします。

○議長（仲亀佳定君）

追加日程第2 諒問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提出議案は、お手元に配布いたしましたとおりでありますので、議案の朗読は省略させてい
ただきます。

町長から、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、議案集1ページ、諒問第2号 人権擁護委員の推薦についてであります。

人権擁護委員の任期は3年間でありますが、この9月30日で任期満了する委員については、
法務省へ6月末日までに推薦することになっております。このたび、人権擁護委員を務められ
ております南部町南部9175番地1、昭和24年1月20日生まれの田村哲子さんを推薦い
たしたいと思います。

田村さんは適任でありますので、引き続き人権擁護委員を務めていただきたいと考えており
ます。

議会のご意見をいただき、法務大臣に推薦いたしたく、提案をさせていただいた次第であります。

なお、田村さんは今回で4期目をお願いすることとなります。

なお、任期につきましては、本年10月1日から3年間であります。

以上であります。

○議長（仲亀佳定君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

本案件は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略して、ただちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご質疑なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、ただちに採決に入ることに決定いたしました。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、諮問第2号については、原案のとおり適任とすることに決定をいたしました。

○議長（仲亀佳定君）

日程第3 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

現在予定されている議員派遣案件はございませんが、臨時案件が発生した場合、議長の判断において、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、臨時案件発生の場合、議長の判断において、議員派遣することに決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

日程第4 閉会中の継続調査についてであります、議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和2年第3回定例会の会期の決定、所管事務研究および調査等について、お手元にその届け書の写しが配布されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中の委員会開催については決定されました。

お諮りいたします。

以上で、今期定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

令和2年南部町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にご参集ください。

閉会 午前10時15分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年6月12日

南部町議会議長

仲 亀 佳 定

会議録署名議員

若 林 良 一

会議録署名議員

望 月 光 彦

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

遠藤 一明